

## 紫雲寺地域統合小学校検討委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、紫雲寺地域統合小学校検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、紫雲寺小学校、米子小学校及び藤塚小学校の統合を円滑に進め、紫雲寺地域の望ましい教育環境の実現を目指すことを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 統合小学校の開校に関すること。
- (2) 統合小学校の教育環境整備に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 紫雲寺地区自治会連合会役員
- (2) 藤塚浜町内会の代表
- (3) 紫雲寺地域内の各保育園・小学校の保護者の代表
- (4) その他委員会が必要と認める者

2 代表の選出方法は、各団体の定める通りとする。

(役員の種類)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代理する。

(役員の選出)

第7条 役員は、会員の互選による。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第9条 委員会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

(部会)

第10条 委員会に部会を置くことができる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局（以下「事務局」と言う。）を教育委員会教育総務課に置く。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り決定するものとする。

附則

1 この会則は、平成28年12月13日から施行する。

2 委員会設立初年度の任期は、第8条の規定に関わらず、委員会の定めるところによる。